

「撰家」松殿家の再興～寛永・明和期の事例から～

長坂良宏

論文要旨

本稿は、「撰家」の家柄である松殿家の二度にわたる再興の過程を分析し、朝廷・幕府双方が「撰家」の立家についていかなる認識を持っていたのかを明らかにするものである。

寛永期の再興ではまず寛永十一年に九条幸家の次男、道基に松殿家相続の許可が幕府より出される。この時松殿家の家格については決定していないが、武家伝奏である三条西の意見などから、朝廷内では撰家としての立家と捉えていたといえる。つまり、この段階では五撰家が六撰家になった可能性は指摘できると考える。しかし寛永十八年になると、「一代撰家」との文言が出てくる。これは道基一代のみが「撰家」待遇となり、つまり「撰家」として松殿家を存続させていくことにはあたらない。この幕府の政策変化は、寛永十八年段階において、撰家が武家伝奏とともに朝廷内統制機構として幕府の意向通り機能するようになった、そうした機構が確立したと幕府が判断したからであると考えている。

次に明和期の再興であるが、こちらは寛永期とは全く異なるものであった。九条家から領知を分けるなど、完全に松殿家を九条家の分家としての立家であったといえる。

キーワード【撰家 松殿 再興 寛永 明和】

はじめに

近世に入り公家の家数は飛躍的に増加した。高埜利彦氏によれば、寛延元年（一七五〇）段階で、その総数一三三家、その内新家が六七家と倍増していることを指摘している。特に慶長・寛永期には仙洞御所、女院御所など御所の増加により、多くの新家が取り立てられている。幕府は近世中期頃までは新家増設を許容し、知行給付を続けていた²⁾。またその中には撰家に次ぐ家格である清華家の広幡・醍醐二家も取り立てられている。

本稿はこうした公家の立家の中でも、寛永期と明和期に二度取り立てられた松殿家の再興について考察するものである。数多くの家を取り立てられているが、本稿が扱う松殿家は「撰家」の家柄で

あることが他の新家とは大きく異なる点である。近世において撰家は、「家職」である撰関職を徳川氏により回復され、その後武家伝奏とともに、朝廷運営・朝廷内統制を担った存在であった。⁽³⁾つまり幕府にとつて撰家とは朝廷統制に欠かすことのできない家柄であり、「撰関家」の家格である松殿家の立家は、他の新家立家とは大きく異なり、同列に論じることができないと考えている。そこで本稿では、この松殿家の再興がどのような過程を経て行われたのかを詳細に分析し、朝廷・幕府双方が「撰関家」の立家についてどのような認識を持っていたのかを明らかにしていきたい。最初に松殿家について概観しておく。松殿家は高倉天皇の時代に撰政・関白を勤めた基房の家である。基房は藤原忠通の二男で、長男には近衛流始祖である基実、弟には九条流の始祖である兼実がいる。基房は仁安元年（一一六六）に撰政に任じられ、承安二年（一一七二）に関白となった。しかし治承三年（一一七九）に平清盛により大宰府へ配流され、同年出家する。その後清盛亡き後、源義仲を頼り再び入京し、子息師家を撰政とし家領を掌中におさめたが、義仲の敗死とともに失脚し、家領及び撰関職を奪われてしまう。そして寛喜二年（一二三〇）に基房は死去している。⁽⁴⁾撰関を勤めたものの、撰家としての継続した「家」の確立は出来なかった。

第一章 寛永期の再興

第一節 寛永十一年の再興許可

松殿家再興の許可が幕府から正式に出されるのは寛永十一年七月に入ってからである。

【史料一】『道房公記 一』（東京大学史料編纂所蔵謄写本）寛永十一年七月廿九日条

廿九日癸丑晴、大殿（筆者注、以下、筆者注は省略する・前関白

九条忠栄）御出此日余弟道基松殿相統之事相調了、珍重々々此輩自天

殿再被仰（伝將軍家至今日大樹（徳川家光）無同心、今日以使同大樹

被中国母（東福門院）是自先年国母御執奏也、仍被申之旨自国母

被申院（後水尾院）々御華也、宣々々以両伝奏（三条西実条、日

野資勝）被申禁裏云々、久断絶当此時相統玆以祝之中之祝也、大

殿慶此旨

尚、史料の闕字、平出についてはこれを省略した。これは当時の九条家当主である九条道房の日記であるが、道房の弟である道基が、松殿家を再興することを今日に至りようやく許可されたことがわかる。ではなぜここで九条家の子息が松殿家相統を許可されているかであるが、これは血縁関係が大きな理由である。道房、道基の母親は従二位豊臣完子参議秀勝(5)勝女で、この完子の母親は徳川秀忠の御台所である江与であった。⁽⁶⁾つまり家光や東福門院（徳川和子）にとつ

て、道房、道基は甥に当たる。この関係が、おそらくは道基による松殿家再興を実現させた最も大きな理由であろう。そしてこの交渉は、後水尾院、東福門院、九条忠栄（後の幸家、以下は幸家とする）、徳川家光の四者が中心となっており、史料にもあるようにその執奏は東福門院であった。そしてこの再興について武家伝奏へ申し渡しが行われる。それが以下の史料である。

【史料二】『涼源院殿御記 二』寛永十一年七月廿九日条

午刻時分板倉周防守（京都所司代）ヨリ御城（二条城）ニ御用候間、三条同道申急可参由申来候、其後急登城申候也、三条伺公候て奥へ伺公申候へハ吉良殿出会致申候、御本丸へ端ノ御上段ニて有御対面、兩人上段ニ召候（中略）又松殿御跡九条殿千世鶴御取立有度由被仰出候、左様二候へハ五撰家ナミにて有候歟、又有ましくとの仰二候、三条被申候ハ近代ハ五撰家ニ相定候ても上意ニ候へハ、別ニ子細も有ましく由被申上候、又御取立ノ上ハ撰家衆ナミ替事有間敷由被申上候、又公家衆ノ行儀ノ悪敷衆直談ニ可申上由被仰出候

【史料三】『資勝卿記 九』（東京大学史料編纂所蔵謄写本）寛永十一年七月廿九日条

午刻時分板倉周防守ヨリ御城ニ御用候間、三条同道申急可参由申参也、其後急登城申候也、三条少逢参候、三条伺公今より奥へ同心申候へハ、吉良殿出会致申候、御本丸ノ端ノ御上段ニテ有御対面、兩人上段へ召し候、（中略）又松殿御跡九条殿千世鶴御取立

有度由被仰出候、左様二候ハ、五撰家ナミニ相定候へ共、上意ニ候へハ別ノ子細も有間敷由被申上候、又御取立之上ハ撰家衆之行義ノ悪敷衆直談ニ可被申上由被仰出候

これはどちらも当時武家伝奏であった日野資勝の日記である。日野資勝の日記は複数謄写本が存在しており、かつ記録内容についても差異が見られる。【史料二】は国立公文書館内閣文庫所蔵の写本であり、旧蔵者は内務省、「明治十三年購求」との押印がある。一方、【史料三】は東京大学史料編纂所蔵の謄写本であり、東京大学史料編纂所データベースによれば田中勘兵衛氏所蔵本を明治年間に筆写したものであり、複本作成は明治三十九年（一九〇六）とある。どの写本も完備されたものではなく、それぞれの写本を比較し、補って観ていく必要がある。

さて、この史料からは武家伝奏である日野資勝と三条西実条が京都所司代である板倉重宗から呼び出され、二条城へ向かっている。尚、この寛永十一年七月は徳川家光による上洛が行われた年であり、ここで「御対面」をしているのは徳川家光である。この席で伝奏は九条殿の「千世鶴」（道基）による松殿再興について申し渡されている。その際三条西は、近代では五撰家に定まってはいるが、上意であれば特に子細はないと述べている。問題となるのは次の条文である。【史料二】では「又御取立ノ上ハ撰家衆ナミ替事有間敷由被申上候、又公家衆ノ行儀ノ悪敷衆直談ニ可申上由被仰出候」とあるように、撰家と同様に朝廷内において公家たちを統制・監視し、彼

らに乱れがあればそれを「直談」で申し上げるようになっていた。ここでの「直談」の相手であるが、ここでは京都所司代との「直談」と捉えるべきであろう。一方【史料三】では、「又御取立之上ハ撰家衆之行義ノ悪衆直談ニ可被申上由被仰出候」とあり、こちらは五撰家そのものを監視する立場として松殿家を利用する条文と捉えられる。しかし道基は寛永十一年当時で二十歳と非常に若い。そのような若い道基に撰家衆の統制を行わせるとは考えにくい。⁽⁹⁾おそらく複本作成の際に、【史料二】にある「ナミ替事有間敷由被申上候、又公家衆ノ」との箇所が抜け落ちてしまったと考えるのが妥当であろう。よつてここでは【史料二】にあるように、撰家と同様に公家衆の監視・統制を道基に担わせる、という条文が正確なものと考えておきたい。

さて、松殿家を再興することは決定したものの、その家格についてはどのような待遇であったのだろうか。これについては『徳川礼典録』⁽¹⁰⁾所収の「將軍家光公御上洛之次第」に興味深い記事が確認できる。

【史料四】寛永十一年七月十二日条

一 九条殿え御使吉良若狭守を以明日之御礼、先松殿家相統一通り之御礼可被請候、撰家之列之事ハ、未松殿も若年ニ候間、重而御分別有而可被仰出候、明日は先御長袴ニ而可有御対面旨被仰出之

ここでは相続は決定したが、その家格については撰家の列とも、

清華家の列とも記されておらず、この段階では未定だったことが指摘できよう。ただし、史料上にもあるように朝廷・幕府ともに「撰家之列」にすることを念頭に置いていたことは留意しておきたい。

この相続の決定により、道基には正五位下が与えられ、当日元服し、禁色昇殿をしている。⁽¹¹⁾しかしその後、幕府からの指示はなく、官位昇進などについては寛永十八年まで待たなければならなかった。⁽¹²⁾

第二節 松殿家の待遇と道基の死去

この松殿家の家格については、寛永十一年段階では決定することなく、相続ということが決まったのみであった。次に幕府からその待遇について示されるのは寛永十八年になってからのことであった。⁽¹³⁾

【史料五】『道房公記 四』寛永十八年四月二十八日条

道基立身之事從関東被申云、道基一代可為撰関家之由可被存知云々、此事先年道基加首服之節、從將軍家為撰関家松殿相続可有之哉之旨、此將軍家前殿下令被経院參、其後從関東被申付家領之後、可為撰関之事無沙汰、仍被叙五位正下之後、不申一官有子細送年月之処、去年春日將軍家女房上洛之便、自女院被仰関東其趣、女御御方令経院參給、御返答旨松殿家号如何、以九条家号道基一代為撰関家可有官位昇進歟、仍從女院以此趣被仰関東其旨為將軍家執奏道基可為撰関家之由可被申之歟、不然者以九条家号道基一代可為

撰関之旨可被奏之歟両様也、其以後又無沙汰今度從関東有返答其子細以御使被仰候見右

ここでは前年の寛永十七年に「春日」つまり春日局が上洛した際に、女院から後水尾院に対し道基の処遇について尋ねたところ、松殿家号ではなく、九条家号での一代撰関家としての昇進なのかとのことを後水尾院から聞いていることがわかる。それを受けて女院は幕府へ尋ねたところ、幕府は將軍家の執奏として、松殿家号で取り立てるか、そうでなければ九条家号で取り立てるかのとちらかであるとのことを示している。そしてその後幕府から沙汰がなく、今回、一代撰関家での立家ということが示されている。

この史料では寛永十一年段階では出てこなかった「一代可為撰関之旨」という文言が重要であろう。寛永十一年では道基の家格などは決定していなかったが、十八年に至り、道基一代限りは撰関家としての家格として取り立てると、幕府がはっきりと示している。しかし問題は寛永十一年ですでに決定していた松殿家の相続そのものがここでは播らいている点である。それは九条家号での道基を一代撰関家として取り立てるということである。この条文の理解であるが、この当時九条家当主は道基の兄である道房であった。しかし道房は病弱であり、また子息もいなかった¹⁴。一代撰関家とは述べているものの、子息のない道房の養子として九条家を継がせるという考えが幕府にあったのではないだろうか。

東福門院はこの道基の一代撰関家という事と、幕府から示された

家号の事について後水尾院へ説明を行っている。さらにその後京都所司代である板倉重宗を呼び、家号の事についてその真偽を糺している。それが以下の史料である。

【史料六】『道房公記 四』寛永十八年五月一日条

一日丙子有申女院事使女房去月廿九日從女院被得仙洞御氣色道基事、自関東被申事也、其旨道基一代可為撰関歟之由、從女院被奏院之処、称号之事如何、去年仰以九条家号歟、為松殿家号哉之旨及御垂問、仍女院被尋仰板倉周防守重宗々々申云、以松殿家号一代可為撰関家之旨從將軍家被奏了、仍又被経院參之処、於関東執奏者無異儀之由被仰出大慶為悦不少者松殿家号之事可違院御氣色歟

ここで板倉ははっきりと松殿家号での一代撰関家と述べており、後水尾院もその幕府の意向について了承していることがわかる。¹⁵

この寛永十八年の幕府からの仰せを受けて、道基は官位叙任されることとなり、五月六日に左近衛権少将、そして十日には参内、参院し、六月に入り從四位下となるなど、撰家と同じ官位昇進をたどっていくこととなる¹⁶。道基はその後権大納言右近衛大将、そして從三位、正二位と着実に昇進していくが、正保三年（一六四六）三十二歳の若さで死去している。正保三年当時で、他撰家には嫡子以外で男子が居たのは鷹司家であるが、当該期の公家日記史料などからは養子相続についての記事は散見できない。推測となるが、一代撰家という格式が、他撰家からの養子相続などがなかった理由ではな

いかと考える。道基の死去により松殿家は断絶し⁽¹⁷⁾、その後与えられていた知行については父である幸家の隠居領となり、幸家死去後は九条家領に併合されることとなった⁽¹⁸⁾。

さて松殿家は再び絶家となつたが、万治三年（一六六〇）に一度その家号を相続するという話が持ち上がる。それは八条宮智仁親王の第三宮幸丸（後の忠幸、以下は忠幸とする）の一家創始の時である。結論から述べれば、彼は広幡という家号で清華家に列せられることとなるが⁽¹⁹⁾、どのような待遇、そして称号を用いるかについては朝廷内でも議論があつた。以下に掲げる史料は宮内庁書陵部所蔵の『八条宮忠幸源姓色秦称号並官位之事』である⁽²⁰⁾。

【史料七】

万治三年六月十日被遣常照院（智仁親王妃）殿書付

- 一 三宮様御官位之事、よへ法皇様へならせられ候て、御内証うかゝひなされ候へハ、ひとひ江戸より申参候ハ、清花之列にと御座候、さやうに御座候へハ、御官位いづれもの清花なみに仰上られ候御事ニ而候ハんと、法皇様覚しめされ候よし仰られ候、細野右近参、宣盛罷出、江戸方申参候ハ、今度伝奏衆江戸参勤ニ付、禁中、仙洞ヨリ江戸へ申参候事、御書付ニテ三个有之一禁中仰ニ候、幸丸殿松殿之家可有相続之由、乍去権現書出シニ家相続之時可用同姓、不可用他性、个様ニ候、如何候ハん哉
- 一 仙洞仰ニ候、幸丸殿御猶子被成、親王可有御取立候ハん哉
- 一 同源家ニ御取立可有候ハん哉

ここでは忠幸の処遇について、禁裏と仙洞それぞれから意見が出されており、幕府に対して三つの案を提示している。さて問題となるのは二条目である。禁中（ここでいう「禁中」の意志の主体は、関白二条光平や武家伝奏などの考えとここでは捉えておきたい）から松殿家を相続させるとの案が出ている点である。しかし松殿家は藤原姓で他姓であることもあわせて記されている⁽²¹⁾。つまり松殿家の家格の問題ではなく、同姓か他姓かが問題視されているのである。

『広幡家系譜』⁽²²⁾及び『広幡家記録』⁽²³⁾では「親王家・摂家ノ義ハ御差障ノ義有之候間」とあり、広幡の家号で清華家として立家したことが記されている。この「差障」というのが前出の史料から姓の問題と捉えるべきと考えられるが、松殿家の家格そのものが、この段階において摂家として考えられていたのか、そうではなかったのかについては判然としない。これについては明和期の再興も踏まえた上で後述する。

第二章 明和期の再興

第一節 九条尚実からの再興願いと醍醐家立家

道基死去後、その後も嗣子に恵まれず絶家となつていた松殿家であるが、九条尚実の代になり、次男である武丸に松殿家を相続させたいとの願いが出される。

【史料八】『兼胤記 三十五』明和二年二月廿八日条

一 左府（九条尚実）より被差出書付撰政殿（近衛内前）へ申入

高祖父幸家三男道昭松殿家相続被仰出可経撰関之旨蒙勅命自関東新地千石被引候、然処、道昭不幸而不遂先途早世子孫断絶候、委儀別紙注上候、依之祖父兼晴父輔実等件家再興之事生涯心願存候、尚実茂追其意年来願望存候処、幸尚実次男武丸既及十八歳候、以件者今度松殿家相続之儀希存候、但経撰関儀者過分之事不望申到左大臣於昇進者本意存候、家領者自本家三百石可分行覚悟二候、天恩被聞召願之通今度相続之事蒙仰候儀伏希存候、此旨宜願奏達候以上

二月廿八日

尚実

広橋大納言殿

姉小路前大納言殿

この中で尚実は、次男である武丸が十八歳となったので松殿家を相続させたいが、撰関家としての相続は「過分」であるため望まず、左大臣まで昇進できれば本意である。また家領については本家から三百石を分行すると述べている。

前回の寛永期の時とは違い、撰関家としての立家ではなく、左大臣まで昇進できる家格、つまり清華家としての立家を念頭に置き、さらに家領も新たに幕府から宛がわれることを希望せず、本家から分けるとしている。ここで「本家」との文言が出てくることは非常に重要であり、この時期において九条家は、松殿家を撰関家の家柄としてや独立した一つの「家」ではなく、九条家の分家として松殿家

を捉えていることがわかる。

さてこの願書をうけて撰政近衛内前、広橋、姉小路の両武家伝奏は京都所司代である阿部飛驒守との協議に入る。武家伝奏が所司代に披露した書付が以下の史料である。

【史料九】『兼胤記 三十五』明和二年三月十一日条

一 武君松殿相続之事、左府殿願書松殿断絶之訳書渡之、撰政殿被命之趣書付渡之

松殿家数年及断絶候処、此度九条左大臣次男武君十八才旧号再興相続之儀、左大臣内々被相願候、松殿家者元撰関家二候得共、此度武君相続被仰出候者清華之列二被相願候、撰家中二茂一等同意被存候由二候間、願之通被仰出度被思召候、尤願之通清華之列醍醐家御取立之節之趣二可被仰出於関東思召不被為在者表向御内慮可被仰進候、右之段先可及御内談之由撰政殿被命候事別紙

延宝六年一条前関白昭良公次男冬基依思召関東江被仰進新家二御取立、清華之列二被仰付、称号醍醐与被仰出知行三百石関東より被下候事、右醍醐冬基者関白之子息二而有之候間、清華一列よりハ少々御会釈茂有之候、冬基之子息冬瀬より全清華一列之通二而有之候事、

右飛驒守承諾追而可及挨拶之由也、兩人上京後被申聞之由示了前半では撰家の者たちにも同意がとれているということ、あとは前出の史料とほぼ変わらないが、問題は別紙以降の箇所である。そ

ここでは延宝年間に立家した醍醐家の事例が記されている。その醍醐家は清華家に列せられ、また幕府から三百石宛がわれている。これは【史料八】で尚実が希望していたものと同じである。つまり尚実はこの醍醐家の立家を先例として今回の松殿家再興を願っていたといえる。

さてそれでは醍醐家とはどのような家であるのだろうか。ここで少し醍醐家の立家について触れておきたい⁽²⁴⁾。

醍醐家とは一条昭良の次男である冬基が延宝六年に立家した家である。昭良は後陽成院の皇子であり、一条家へ養子として入った人物である。後水尾院にとつては弟であり、冬基は院の甥となる。

さて冬基は延宝二年（一六七四）十一月に正五位下、そして院の昇殿を許されているが、この叙爵については後水尾院の院参衆である梅小路定矩から当時の武家伝奏である中院通茂に対して叙爵を行うことが伝えられている⁽²⁶⁾。また清華家への取立の際には、時の左大臣である近衛基熙は以下のように述べている。

【史料十】『基熙公記 六』（東京大学史料編纂所蔵謄写本）延宝六年四月二日条

申刻醍醐少将被来、昔中納言篤親朝臣等同道、先日出身以後今日始而参内云々、此人知徳院関白二男日頃陰居西鴨山庄五六ヶ年以前被参、始法皇其時節叙爵名字冬基連々被召加連歌御会等御憐憫深之間、出身之事被歎、仰関東之処、今度両伝奏上洛之時従関東出身之事被治定、称号醍醐ト号ス、先日任右少将権之服者、先年

被参法皇之時分密々有之歟、其時既禁色等之事御免歟、今日着直衣被来対面偏法皇之御重恩、予只連々令口入之事種々被述謝詞暫時之後被帰出了、且又家領三百石従武家被沙汰今日以後可為清華之由治定也、尤珍重之次第也、当時新家建立之事武家一向不被庶幾之処、今日如此之事出来只法皇之御恩誠如山如海是又自然天運令然歟

基熙は武家が当時は「新家建立之事武家一向不被庶幾之処」であったが、後水尾院の推挙により三百石の知行と清華家として立家できた⁽²⁵⁾と述べ、院の偉大さを称えている。

このように醍醐家の立家については、後水尾院の意向を受け、時の院参衆などがその交渉を行い、清華家への立家に至っている。

第二節 幕府との協議と武丸の待遇

先ほどの武家伝奏からの書付をうけ、所司代からの返答が届く。それが以下の史料である。

【史料十一】『兼胤記 三十五』明和二年七月四日条

一 飛驒守より示越書付撰政殿へ申入

（前略）関東江申遣候処、右例書有之候醍醐家之儀者、延宝六年法皇叡慮二而相济候趣二相見候、此度者九条殿より被相願候間、右例二的当ハ不致候、此度二相当之例茂有之候者可申越候、且又醍醐家者関東より家領被下候、此度ハ九条殿より三百石家領被相分候由二候得者、若願之通相济候得者九条殿家領高是迄より三百

石相減候ハ勿論之儀候得共、是亦為念承置度之由、年寄共申越候間、外相当之例茂有之候者被仰間候様致度存候事

この中で幕府は醍醐家の立家は後水尾法皇の叡慮によるものであり、今回の先例としては適当でなく、適当なものがあればそれを出してもらいたい。また家領については九条家から三百石宛がうこととなれば、九条家家領が減ることになるがそれでもかまわないのか確認したいと述べている。確かに先ほど見たように醍醐家の立家は後水尾院主導によるものであった。梅小路など院参衆が叙爵などの事についても関わっていることからそれは確認できる。

これに対して近衛内前は以下のように返答している。

【史料十二】『兼胤記 三十五』明和二年四月十九日条

一 申刻兩人同伴、向飛驒守役宅面謁左之趣演達書付渡之

(前略) 醍醐家茂御取立之儀父一条前関白内々願ニ而有之候得共、被仰進候節ハ思召之趣ニ被仰進候、尤右之節ハ先及御内談候儀無之直ニ表向被仰進候、此度茂関東思召無之表向被仰進候様ニ相成候得者、内々願之儀ハ不被仰進思召之趣ニ可被仰進候、且又家領之事若願之通相濟候得者勿論九条家家領三百石相減候儀左大臣其心得ニ而有之候事

実際には、冬基の父である一条昭良も内々に新家設立を願っており、ただその際には内談を行わず、立家したいという事を幕府へ直接述べたのが法皇の「思召」であった。今回も内談を行わず、表向きに直接願うのがよいのであればそのようにしたいと述べている。

また家領について九条家は承知していることを伝奏を通じて所司代に伝えている。

これにより幕府側も納得し、この立家に許可を出し、正式に武丸が松殿家を相続し、立家することが決定する。

幕府から正式な許可が出たことにより、朝廷内での武丸の待遇について内前より指示が出される⁽²⁷⁾。まず伺候の間については「麝香間」ではなく「錦鶏間」とし、撰家より一段低い扱いとされた⁽²⁸⁾。小番は免除で、天盃、天酌などを賜ることなどが決定した。次に朝廷内に対しこの立家についての伝達が行われた。

【史料十三】『兼胤記 三十五』明和二年十二月九日条

一 撰政殿被仰此書付之趣左之輩江可申達、尤一統之中同意ニ候ハ、連名之一封を可被申入、異存候ハバ以別紙可申入之由、予飛鳥井前大納言(議奏飛鳥井雅香)江被命

松殿家者元為撰関家之処、此度華族之列ニ御取立候、乍然醍醐家広幡家者以新号御取立、松殿家者以旧家撰関家之号御取立之事故、武君一代者雖華族之一列各別之思召を以参内之節、御会釈之方非藏人之陪膳ニ可被仰出哉与被思召候、祇候之所可為錦鶏之画間敷、於此席者一統已下公卿ニ候間、各所存茂可有之敷、近習番衆所南鑑間可被設其席哉、尤於御前之儀者一列一同可為折敷候、且禁中御所下乗之儀者一列一同之通与可有御沙汰候事
右親王方江 式部卿宮、帥宮
華族一統江 花山院前右府

小番御免 中山前大納言一位、綾小路等除之、依九条家門流

三卿 難波中納言、按察使除同上

兼胤議奏四卿、除姉小路、葉室

武丸については、一代は「君」と称する事が内前から申し渡されているが、この史料からはさらに松殿家が旧号であることが述べられ、元々は「撰閔家之号」での取立であるので、清華家といえども武君一代については、非藏人の陪膳や下乗場所についてさらに撰家と待遇で扱うことが命じられている。

武丸は明和三年正月九日に元服し、名を忠孝と改める。そして同日に従四位下、左近衛権少将に任ぜられ、その後も順調に官位昇進を遂げていく。しかし明和五年九月になると忠孝が病氣となり、二十一歳で死去してしまい、再び松殿家は断絶となってしまう。

【史料十四】『兼胤記 四〇』明和五年九月十四日条

一 松殿中納言所勞及大切及ノ事候、依無嗣子家断絶候、知行ハ自家来分候間、不能左右之儀之由左府殿被差出書付兩人宛撰政殿へ申入聞召之由被仰（後略）

忠孝には子息がなく、また本家である九条家にも松殿家を相続できず子息がいなかったため断絶となったと考えられる。

おわりに

本稿で明らかになったことについてまとめておきたい。

第一に寛永期の再興についてであるが、この時の再興は徳川家光、後水尾院、東福門院、九条幸家の四者が中心となって行われた。当時の撰政、武家伝奏に積極的な関与は見られず、あくまでこの四者による交渉で決定したことであるといえよう。

問題となるのは寛永十八年の「一代撰家」との文言である。寛永十一年段階では家格は決定していなかったものの、武家伝奏である三条西が【史料二】で公家衆の監視・統制を行うよう述べているのは、松殿家は撰閔家の称号であると認識しており、松殿家相続Ⅱ撰家としての立家として捉えていたと考えられる。だからこそ三条西は、朝廷内統制機構として幕府から公家衆の統制を担わされた撰家と同じ役割を、当然担うべきとの意見を出したのではないだろうか。このことから推測すると、少なくとも寛永十一年段階においては五撰家が六撰家になった可能性は指摘できると考える。また【史料三】の「又御取立之上ハ撰家衆之行義ノ悪衆直談ニ可被申上由被仰出候」との条文であるが、道基に撰家そのものを監視するとの文言のように捉えられるが、道基は寛永十一年当時、いまだ二十歳と若年である。その若年の道基が当時の撰家衆の監視を行うことは容易ではない。前述したが、これは複本作成時の脱落によるものである。むしろ道基を撰家として立家させることで、血縁で將軍家と繋がりのある九条家を幕府側の期待に沿う撰家として取り込む考えが幕府側にはあつたのではないだろうか。

次に寛永十八年の「一代撰家」による再興であるが、あくまでも

道基一代が「撰家」であり、仮に道基に子息が居たとしても、その子息は「撰家」として処遇されないことはこの「一代撰家」という文言から明らかである。また道基が死去した際に、養子相続が行われなかった事はあくまで「一代撰家」で松殿家を存続させていくという考えはなかったのではなからうか。つまり寛永十一年段階では松殿家を「撰家」として立家させる可能性が幕府の政策上存在していたが、この段階に至ってはすでにその考えはなく、あくまで道基個人への属人的政策へと転換したといえよう。その理由はおそらくは寛永十一年の時と違い、撰家が武家伝奏とともに朝廷内統制機構として幕府の意向通り機能するようになった、そうした機構が確立したと幕府が判断したのではないだろうか。そうなった以上は、あえて撰家を増やす意味合いは幕府側には存在しなかったのだろう。

次に明和期の再興に移りたい。こちらは同じ松殿家号の再興でも寛永期のそれとは全く異なったものであった。こちらは九条家「本家」から三百石を分け、さらに塩小路家が松殿家諸大夫として取り立てられるが、松殿家が絶家となると塩小路家は九条家の諸大夫となっている⁽³¹⁾。つまりこちらは完全に九条家の分家として立家したものであった。これは享保から寛保期にかけて撰家当主が相次いで早世し、撰家そのものが断絶の危機に瀕していた状況から、血脈の維持とすることもこの立家の一つの目的であったと言えよう。

また寛永期と比較して明和期では、五撰家の権威そのものが大きく上昇しており、また撰家自体も貴種化を計ろうとする動きが見ら

れ⁽³²⁾、たとえ元々撰関家の称号といえども、この段階においては既に撰家として立家することは不可能であり、それが今回の清華家としての立家となった可能性は大きいと考えている。

近世では多くの新家が立家し、撰家に次ぐ家格である清華家も立家したものの、その頂点にいる撰家については新たに増加する可能性はまだ朝廷内統制機構が不安定で、確立を計ろうとしていた寛永十一年の松殿家再興の時が唯一の可能性であった。しかしそれ以後は、撰家権威の上昇や撰家が朝廷内統制機構として確立したことから、撰家の増加はもはや近世を通じてその可能性はなくなったといえよう。近世では撰家偏重が進み、撰家でなければ朝議に預かれない状況⁽³³⁾、また三公独占状態が撰家により行われるなど⁽³⁴⁾、その権威は圧倒的であった。一方で「家」の立家という観点でもその権威は大きなものであったことが本稿で明らかになったと考える。

注

- (1) 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』三一九、一九八九a)
- (2) 山口和夫「天皇・院と公家集団」(『歴史学研究』七二六、一九九八b)
- (3) 藤井讓治「江戸幕府の成立と天皇」(『講座前近代の天皇』二、一九九三年、青木書店所収)、山口和夫「近世の家職」(『岩波講座日本通史』一四、一九九五年、岩波書店所収)。
- (4) 五撰家分立、各撰関家成立については、義江彰夫「撰関家領の相

続研究序説」(『史学雑誌』第七六編 第四号、一九六七年)、金沢正大「二条撰関家の成立と幕府」(『政治経済史学』二二五、一九八四年)、上原栄子「鎌倉時代撰関家の経済的基盤」(『歴史教育』第十一卷六号、一九六三年)、名和修「五撰家分立について―その経緯と史的要因―」(笠谷和比古編『公家と武家Ⅱ―家』の比較文
明史的考察) 思文閣出版、一九九九年所収)、三田武繁「撰関家九条家の確立」(『北大史学』第四〇号、二〇〇〇年)などを参考にした。

- (5) 秀勝は織田信長の四男で、豊臣秀吉の養子となった人物である。
(6) 『九条家譜』(東京大学史料編纂所蔵写本)、『徳川諸家系譜二』(続群書類従完成会、一九七四年)。

(7) 国立公文書館内閣文庫所蔵謄写本、請求番号133-0106、尚、国立公文書館にはもうひとつ『涼源院殿御記』(請求番号233-0086)が存在する。また『日野大納言資勝卿記』との名称のものも三つ内閣文庫では所蔵している。いずれも記録年代や記載内容等に差異が見られる。また他にも宮内庁書陵部、本稿で使用している東京大学史料編纂所などにも所蔵が確認できる。

(8) 野村玄氏は日野資勝の日記について、宮内庁書陵部所蔵の謄写本である「資勝卿記」と国立公文書館内閣文庫所蔵の『涼源院殿御記』(請求番号233-0086)を使用し、それらの記載から「これらの日記は日野が武家伝奏に就任する寛永七年(一六三〇)以前から書き継がれており、武家伝奏の職掌日記というわけではない。ただ両本の記録年月日と内容には異同があり、日野は複数の私日記を作成していた可能性がある。両本とも、公私両面において記述は詳細である」と指摘している(野村玄「寛永期における後水尾院の政治的位置」(『日本史研究』四八四、二〇〇二年))。

(9) 寛永十一年当時の撰家当主の年齢は近衛信尋が三十六歳、九条幸

家四十九歳、鷹司信房七十歳、一条兼遐三十歳、二条康道二十八歳といずれも道基より年長である(『新訂増補国史大系 公卿補任第三編』(吉川弘文館、一九八二年)参照)。

(10) 原書房、一九八二年、松田敬之氏よりご教示頂いた。

(11) 『九条家譜』(東京大学史料編纂所蔵写本)。

(12) この寛永十一年から十八年の間、松殿の家格について指示がなかった点については、当該期の家光政権内部の動向や、家光の病気なども影響していると考えられる(藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房、一九九〇年)を参照)。

(13) 道基は寛永十三年十二月八日に家光より知行千石を与えられ、その判物も賜っていることが確認できる(『兼胤記 四十』(東京大学史料編纂所蔵謄写本) 明和二年二月廿八日条)、また父である幸家とともにその御礼のため江戸へ下向し、家光に拝謁している(『寛永録 五』(国立公文書館内閣文庫所蔵) 寛永十三年八月十日条)。

(14) 道房は正保四年(一六四七)三十九歳で死去し、九条家の家督は鷹司家より入った兼晴が継いでいる(『九条家譜』参照)。

(15) 「二代撰家」との文言は当時の撰政であった二条康道の日記や東福門院附の武士であった天野豊前守の日記からも確認できる(『二条家記録 康道公記 六』(東京大学史料編纂所蔵写真帳) 寛永十八年四月二十八日条、『大内日記後編 七』(国立公文書館内閣文庫所蔵) 寛永十八年四月二十九日条)。

(16) 幕末の一条家の侍である下橋敬長が記した『幕末の宮廷』(平凡社、一九七九年)によれば「撰家は七、八歳で元服し、その日「禁色雑袍昇殿を聴す」という宣下が出て、従五位下ないし正五位下に叙せられます。それから間もなく正五位下の人は従四位上に、従五位下の人は従四位上に、越階と申して推叙せられ、また剩闕推任で

- 近衛権少将に任ぜられ、続いて近衛権中将に上がります」とある。道基も元服し禁色昇殿を聴されており、また正五位下に叙せられている。そして左近衛権少将、従四位下と昇進しており、『幕末の宮廷』にあるように、撰家と同じ昇進過程を辿っていることが確認できる。
- (17) 道基は九条家の菩提寺である東福寺へ葬られている(『近衛尚嗣公記 二』(東京大学史料編纂所蔵謄写本) 正保三年六月十二日条)。
- (18) 『兼胤記 四十』明和二年二月廿八日条。
- (19) 広幡家の創始については久保貴子「江戸時代の公家と武家―公家から武家への身分異動―」(『学術研究―地理学・歴史学・社会科学編』第四十一号、一九九二年)に詳しい。
- (20) 尚、同じ史料が『皇室制度史料 皇族三』(吉川弘文館、一九八五年)に収録されており、本稿ではこちらを使用する。
- (21) この他姓による相続の禁止については「権現書出」、つまり徳川家康の書き出しとあるように、「禁中並公家諸法度」第六条の規定を意識したものであろう。
- (22) 宮内庁書陵部所蔵。同様に『皇室制度史料 皇族三』所収のものを使用した。
- (23) 東京大学史料編纂所蔵謄写本。
- (24) 醍醐家立家については山口和夫「近世史料と政治史研究―江戸時代前期の院近臣の授受文書を中心に―」(『日本の時代史 30 歴史と素材』吉川弘文館、二〇〇四年所収)に詳しい。
- (25) 前掲注24山口論文。
- (26) 『中院通茂日記 十一』(東京大学史料編纂所蔵写真帳) 延宝二年十一月二十一日条。
- (27) 『兼胤記 三十五』明和二年九月十八日条。
- (28) 藤波言忠「京都御所取調書」によれば、麝香の間は「撰家、宮方、諸家の大臣、准大臣、及び当今の御養子又は御連枝にあらざる入道親王、撰家門跡等の候所なり」とあり、錦鶏之間については「議奏、伝奏、近習小番免除の輩の候所なり」とある(高木博志『明治維新と京都文化の変容―19世紀における「日本文化」の近代的再編・同質化―』平成十三年度科学研究補助金研究成果報告書)。
- (29) 『兼胤記 三十五』明和二年十月二十九日条。
- (30) 『勅修寺家旧蔵記録四〇五 経逸卿記』(東京大学史料編纂所蔵写真帳) 明和二年十一月二十日条。
- (31) 『日本古典全集 地下家伝 四』(現代思潮社、一九七八年)では塩小路家について九条家諸大夫の箇所に記載がある。また『地下官人家伝 十九』(京都府立総合資料館所蔵『下橋家資料』二八二)所収の塩小路家伝にも、松殿家諸大夫として取り立てられ、その後九条本家へ召し加えられたとの記載が確認できる(松田敬之氏から御教示頂いた)。
- (32) 寛保三年の鷹司家が断絶の危機に瀕した際、先例がない親王家からの子息、閑院宮から養子相続を行った。こうした事例は貴種化の一端を示すものであろう。
- (33) 前掲注1高埜論文。
- (34) 高埜利彦「禁中並公家諸法度」についての一考察―公家の家格をめぐって―(『学習院大学史料館紀要』第五号、一九八九年)。
- (付記) 本稿は二〇〇七年六月十六日第二十三回学習院大学史学会大会において報告した内容の一部を加筆・修正したものです。御意見を賜った方々に御礼申し上げます。

ENGLISH SUMMARY

“*Sekke*”, Revival of the Matsudonos: the Kanei and Meiwa eras

Yoshihiro NAGASAKA

This paper analyzes the course of two revivals of the Matsudonos, ancestors of “*Sekke*”, and clarifies what part both the court and Shogunate had on the foundation of “*Sekke*”.

The Shogunate allowed Michimoto, Yukiie Kujo’s second son, to inherit from the Matsudonos in the 11th year of the Kanei era. According to the opinion of Sanjonishi as “*Bukedenso*”, this was considered as a foundation of family “*Sekke*” by the court. However it was not decided because of the connection with the Matsudonos. In this stage “*Five-Sekkes*” probably became “*Six-Sekkes*”. In the 18th year of the Kanei era, however, the phrase, “*Ichidai-Sekke*”, appears. This means that uniquely Michimoto in his lifetime was accepted as “*Sekke*”. It does not mean that the Matsudonos’ were recognized as “*Sekke*”. It is supposed that this change of policy by the Shogunate became functional in accordance with the intention of the Shogunate in the 18th year of the Kanei era that “*Sekke*” was to be utilized as an internal control structure with the Shogunate’s “*Bukedenso*”. So, the Shogunate must have concluded that those organizations had already been established.

The revival in the Meiwa era was quite different from the one during the Kanei era. It is clearly pointed out that the Matsudonos’ revival was brought about by the separation of possessions of the Kujos.

Key Word: “*Sekke*”, “Matsudonos”, Revival, Kanei, Meiwa